

秋田県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施行者の名称

秋田市

2 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（秋田地域）

3 事業施行期間

昭和51年7月16日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和51年秋田県告示第501号、昭和59年秋田県告示第157号、昭和60年秋田県告示第124号、昭和61年秋田県告示第387号、昭和63年秋田県告示第698号、平成4年秋田県告示第673号、平成7年秋田県告示第416号、平成10年秋田県告示第128号、平成11年秋田県告示第119号、平成15年秋田県告示第36号、平成20年秋田県告示第174号、平成23年秋田県告示第190号、平成26年秋田県告示第190号及び平成28年秋田県告示第343号の事業地に、金足岩瀬字横畷、下浜長浜字兜森、字藤木台、字荒郷屋、字芹沢道脇、字柳沢道脇、字長坂、字観音道脇、下浜羽川字横長根、字下野、字水垂、字下山、字五郎池、字隠里、字浜稲場、字古堂、字内稲場、字二十町、字家ノ腰及び字河童長根を加える。

昭和51年秋田県告示第501号、昭和59年秋田県告示第157号、昭和60年秋田県告示第124号、昭和61年秋田県告示第387号、昭和63年秋田県告示第698号、平成4年秋田県告示第673号、平成7年秋田県告示第416号、平成10年秋田県告示第128号、平成11年秋田県告示第119号、平成15年秋田県告示第36号、平成20年秋田県告示第174号、平成23年秋田県告示第190号、平成26年秋田県告示第190号の事業地及び平成28年秋田県告示第343号の事業地のうち、桜ガ丘五丁目、新屋南浜町、金足岩瀬字前山、字岩瀬、字後田、字長田、金足大清水字大清水台、金足下刈字北野、字林中、字前田、金足堀内字神田、字堀内、字小栗、金足浦山字松葉崎、字浦山、字金ケ崎、金足高岡字稲荷林、金足片田字駒込、字待入、字苺又、字横関、字野尻、字鳩坂、金足吉田字深田、字羽中、金足黒川字黒川、字後田、下新城中野字街道端西、土崎港相染町字浜ナシ山、下北手梨平字登館、浜田字滝ノ元、字滝ノ下、字境川、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上及び字地藏田について事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施行者の名称

秋田市

2 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（河辺地域）

3 事業施行期間

平成元年7月18日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（雄和地域）
- 3 事業施行期間
昭和63年10月25日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和63年秋田県告示第674号、平成6年秋田県告示第187号、平成9年秋田県告示第94号、平成14年秋田県告示第166号、平成20年秋田県告示第176号の事業地、平成23年秋田県告示第191号及び平成28年秋田県告示第344号のうち、雄和石田字中大部、雄和妙法字上大部について事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし